



2020年9月30日

各 位

会 社 名 理研ビタミン株式会社
代表者名 代表取締役社長 山木 一彦
(コード番号4526 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長
兼 広報・IR室長 池田 航
(TEL 03-5362-1315)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出いたしました2020年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社連結子会社である青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）における特定の顧客とのエビ加工販売の取引について、取引の全容が解明できず、営業取引としての実在性を確認できなかったため、当社は、外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、事実関係の調査を行いました。その結果、当該取引の仕入・加工販売取引の実在性を否定すべき明確な根拠は検出されなかったものの、取引を行った理由や取引全体の商流を明らかにすることができず、また、青島福生食品において当該取引に関連する記録および資料の適切な管理が徹底されていなかったことや十分な調査協力が得られなかったこともあり、特定の仕入先からの仕入取引、加工、特定顧客への販売取引についての取引の全容の解明、当該取引の実在性を確認するには至りませんでした。

当社は、本特別調査委員会の調査結果を踏まえ、同様の取引が発生した過年度も含めて取引の全容および実在性が確認できなかった特定の顧客向けの売上高の取り消し処理等を行い、2019年3月期の有価証券報告書及び2020年3月期の第1四半期から第3四半期までの四半期報告書については訂正報告書を提出しました。

当該取引により過年度の決算の訂正が発生しました原因は、特定の役職者に財務報告に重要な影響を及ぼす取引に関する情報や権限が集中するなど、青島福生食品におけるガバナンス体制が不十分であったこと、証憑保管を含む適切な業務手順書が青島福生食品において十分に整備されていなかったこと、及び決算・財務報告プロセスのうち財務諸表作成過程のレビュー体制並びに当社への報告体制に不備があったこと、取締役会をはじめとする当社の監視機関による青島福生食品に対するモニタリング体制が不十分であったことにあると認識しております。

以上のことから、青島福生食品の全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る内部統制並びに当社の全社的な内部統制の不備が、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することはできませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からのグループ・ガバナンスの見直しに係る提言を真摯に受け止め、下記の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

① リスクマネジメントの強化

青島福生食品が自らのリスクを評価、管理できる体制を当社内で検討し、指導します。

② 統制活動の強化

青島福生食品における証憑類等の管理体制を見直し、重要なプロセスに関して業務手順書を整備します。

③ モニタリングの強化

当社として、青島福生食品の事業運営面の情報や課題のモニタリングを徹底します。

④ コミュニケーションの改善

青島福生食品内部、及び青島福生食品と当社の間での情報伝達ルートを拡大し、改善を図ります。

⑤ 理研ビタミングループとしての青島福生食品へのガバナンスの強化

青島福生食品に対する当社関連部門の指導を強化し、グループ全体の内部統制を推進します。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する修正事項は、すべて連結財務諸表等に反映しております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見です。

以 上